

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例（昭和23年4月1日条例第9号）の一部改正 第1条に係る部分

新				旧			
第2条 授業料額は、次のとおりとする。				第2条 授業料額は、次のとおりとする。			
高等学校	全日制の課程	年額	<u>115,200円</u>	高等学校	全日制の課程	年額	<u>111,600円</u>
	定時制の課程				定時制の課程		
	単位制による課程以外の課程	年額	<u>31,200円</u>		単位制による課程以外の課程	年額	<u>30,000円</u>
	単位制による課程	1単位につき	<u>1,680円</u>		単位制による課程	1単位につき	<u>1,500円</u>
	専攻科	年額	<u>115,200円</u>		専攻科	年額	<u>111,600円</u>
2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の授業料額は、1単位につき <u>1,680円</u> とする。				2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の授業料額は、1単位につき <u>1,500円</u> とする。			
第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料額は、1単位につき <u>1,680円</u> とする。				第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料額は、1単位につき <u>1,500円</u> とする。			
2 省略				2 省略			

県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例（昭和24年3月29日条例第17号）の一部改正 第2条に係る部分

新		旧	
第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき <u>320円</u> とする。		第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき <u>290円</u> とする。	

愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和46年3月16日条例第15号）の一部改正 第3条に係る部分

新		旧	
（授業料の額）		（授業料の額）	
第2条 授業料の額は、年額 <u>80,400円</u> とする。		第2条 授業料の額は、年額 <u>78,000円</u> とする。	

愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和60年3月22日条例第7号）の一部改正 第4条に係る部分

新	旧
<p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額 <u>115,200円</u>とする。</p>	<p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額 <u>111,600円</u>とする。</p>

愛媛県立伊予三島看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（平成8年12月24日条例第28号）の一部改正 第5条に係る部分

新	旧
<p><u>愛媛県立看護専門学校</u>における授業料及び入学選考料徴収条例</p> <p>（授業料及び入学選考料の徴収）</p> <p>第1条 <u>愛媛県立看護専門学校</u>における授業料及び入学選考料は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額<u>80,400円</u>とする。</p>	<p><u>愛媛県立伊予三島看護専門学校</u>における授業料及び入学選考料徴収条例</p> <p>（授業料及び入学選考料の徴収）</p> <p>第1条 <u>愛媛県立伊予三島看護専門学校</u>における授業料及び入学選考料は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>（授業料の額）</p> <p>第2条 授業料の額は、年額<u>78,000円</u>とする。</p>